

後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

長期収載品の選定療養とは、令和6年度診療報酬改定により令和6年10月1日から導入されている制度です。

（※長期収載品とは：後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある先発医薬品）

患者様の希望により長期収載品を処方した場合に、長期収載品と後発医薬品の差額の4分の1に相当する金額を、選定療養費（特別の料金）として患者様にご負担いただく仕組みです。

対象となる医薬品

外来患者の院内処方、院外処方。

後発医薬品が市販されて5年以上経過した長期収載品、または後発医薬品への置換率が50%以上を超える長期収載品。

対象外になる場合

医師が医療上の必要性があると判断し長期収載品を処方した場合、後発医薬品の提供が困難な場合については”対象外”となります。

負担金額

長期収載品の価格と後発医薬品内での最高価格との価格差の4分の1。

※選定療養費には別途消費税も必要になります。

国立病院機構 都城医療センター

